

第4次
高鍋町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和3年3月

高 鍋 町

計画期間：令和3年度～令和7年度

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 実行計画の期間	
3. 実行計画の対象	
(1) 対象物質	
(2) 対象範囲	
第2章 計画の目標	2
1. 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標	
2. 削減量の計算方法	
(1) 対象施設等	
(2) 対象活動区分	
3. 第2次実行計画における二酸化炭素排出量の状況	
第3章 目標達成に向けた具体的取り組み	10
1. 職員共通の取り組み	
2. 主に各施設管理者等が行う取り組み	
3. 各部局の特性に基づく取り組み	
4. グリーン購入に関する取り組み	
5. 事務局の取り組み	
6. Fun to Shareに関する取り組み	
第4章 計画の推進	17
1. 実施のための推進体制	
(1) 高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会	
(2) 計画の具体的な実行部門	
第5章 実行計画の点検・評価	18
1. 点検・評価体制	
2. 実行計画の進捗状況の調査・集計システム	
3. 計画の進捗状況の公表	

参考資料

- (資料1) 高鍋町地球温暖化対策実行委員会チェックシート
- (資料2) 高鍋町地球温暖化対策実行計画査定委員会設置要綱
- (資料3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである地球温暖化問題は、資源やエネルギーを効率よく利用する努力を行いながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直すことを迫るものであります。

我が国においては、地球温暖化問題に対応するため、京都議定書の温室効果ガス総排出量6%削減約束を確実に達成するため「京都議定書目標達成計画」を策定、また、2050年までの長期目標として現状から60～80%の削減を掲げ、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指す「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガス排出削減の目標、具体的な施策等を示し、さまざまな取り組みを進めてきました。

また、2015年に開催されたCOP21において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組みとして、パリ協定が採択されたことに基づき、日本政府としては「日本の約束草案」を決定し、2030年までにCO2排出量を2013年度比26%削減することを目標とすることを示しました。地域の環境行政の担い手である地方公共団体においては、イニシアティブを発揮し、地域の実情に最も合った取り組みを推進していくことが期待されております。

本町においても、平成18年度以降、第1次及び第2次・第3次高鍋町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務及び事業を行うにあたり、温室効果ガスの排出抑制に向けて、行政が率先して積極的かつ継続的な地球温暖化対策を推進し、他の事業者や町民等の地球温暖化防止行動を促進するため、主体的な取り組みを行ってきました。

今後も引き続き、行政が率先して積極的かつ継続的に地球温暖化対策を推進していくため、地球温暖化対策推進法第20条の3の規定に基づき第4次高鍋町地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕を策定し、町の事務及び事業により排出される二酸化炭素の削減に向け、より一層取り組みを進めていきます。

2. 実行計画の期間

実行計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画の進捗状況や技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、温室効果ガス排出量の削減にあたり基準とする年度は、令和元年度とします。

3. 実行計画の対象

(1) 対象物質

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、**三ふっ化窒素(NF₃)**

ただし、7つの温室効果ガスのうち、排出量を把握する対象物質は二酸化炭素(CO₂)とします。

(2) 対象範囲

高鍋町役場本庁及び出先機関を含めたすべての事務及び事業を対象とします。

また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象とします。

ただし、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、協力を求めます。

第2章 計画の目標

1. 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標

高鍋町は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、基準年度比で平均して9%削減します。

(温室効果ガス排出量の削減にあたり基準とする年度は、令和元年度とします。)

二酸化炭素削減量の目標値

計画期間中の温室効果ガス総排出量を、
基準年度比で平均して9%削減する。

(令和7年度目標値：186 t-CO₂)

※排出係数は当該年度のものを使用す

2. 削減量の計算方法

(1) 対象施設等

実行計画の対象施設は、高鍋町役場本庁及び出先機関を含めたすべての事務及び事業を対象としますが、削減目標の算定に当たっては、下記の施設等を対象に行います。

◆対象施設

1 役場庁舎・別館・防災センター	2 中央公民館	3 庁舎第二別館（中央公民館別館は平成30年度より名称変更）
4 町体育館	5 スポーツセンター	6 屋内多目的広場
7 図書館	8 美術館	9 東小学校
10 西小学校	11 東中学校	12 西中学校
13 中学校給食共同調理場	14 わかば保育園	15 健康づくりセンター
16 老人福祉館	17 老人福祉別館	18 竹鳩浄水場
19 老瀬浄水場	20 浄化センター	21 歴史総合資料館
22 蚊口地区学習等供用施設	23 持田地区高齢者福祉センター	24 高齢者等多世代交流拠点施設

◆公用車：全車両

(2) 対象活動区分

電気・LPガス・灯油・A重油・ガソリン・軽油の使用量を対象に二酸化炭素排出量の算定を行います。

3. 第3次実行計画における二酸化炭素排出量の状況

(1) 二酸化炭素排出削減の達成状況

第3次実行計画では、対象施設（下記25施設）における電気・LPGガス・灯油・A重油・ガソリン・軽油のエネルギー消費量を調査・把握し、計画の目標年度である令和2年度には平成25年度の二酸化炭素排出量の9.0%（148,826kg-CO₂）以上を削減することを目標に各種取り組みを進めてきました。

令和元年度の二酸化炭素排出削減量は、平成25年度と比較し31.2%（934,479kg-CO₂）の削減となり、目標である9.0%削減を大幅に超える結果となりました。

表1. 二酸化炭素排出量実績

（単位：kg-CO₂）

発生源	平成25年度実績	令和元年度実績	令和元年度目標
電気	2,235,692	1,463,235	2,034,480
LPG	96,963	51,770	88,236
灯油	68,619	73,338	62,443
A重油	506,770	361,785	461,161
ガソリン	59,854	83,425	56,861
軽油	8,632	8,498	7,855
計	① 2,976,530	② 2,042,051	③ 2,711,036

削減目標 = ① - ③ = ▲265,494kg-CO₂ ≒ ▲265t-CO₂

（平成25年度比9.0%削減）

令和元年度の削減量 = ① - ② = 934,479kg-CO₂ ≒ 934t-CO₂（平成25年度比31.4%削減）

(2) 発生源別二酸化炭素排出量の推移

令和元年度の公共施設（第3次実行計画対象施設：25施設）における二酸化炭素排出状況は2,042,051kg-CO₂で、発生源別排出割合は、電気が71.7%、A重油が17.7%、灯油が3.6%、ガソリンが4.1%、LPGガスが2.5%、軽油が0.4%を占めています。

表2. 発生源別二酸化炭素排出量の推移

（単位：kg-CO₂）

発生源	平成25年度 （基準年度）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
						構成比(%)	
電気	2,235,692	2,669,554	2,427,367	2,399,803	2,564,392	1,463,235	71.7
LPG	96,963	71,705	57,744	75,559	61,319	51,770	2.5
灯油	68,619	68,876	67,601	93,096	80,676	73,338	3.6
A重油	506,770	468,830	447,150	502,705	726,280	361,785	17.7
ガソリン	59,854	56,409	75,595	64,427	90,060	83,425	4.1
軽油	8,632	9,675	11,131	9,249	8,691	8,498	0.4
計	2,976,530	3,345,049	3,086,588	3,144,839	3,531,418	2,042,051	100.0

目標達成状況について

計画期間（平成 27 年度～令和元年度）における二酸化炭素の平均排出量は、3,035,985kg-CO₂となりました。

平成 25 年度と比較して電気は約 3.1%増加、LPGは約 34.5%減少、灯油は約 12.0%増加、A重油は約 1.1%減少、ガソリンは約 16.6%増加、軽油は約 23.6%増加しています。

二酸化炭素排出量については、電気の使用に伴うものが主であり、電気使用量に係る二酸化炭素排出量の計算に九州電力（株）が提供する排出係数を用いており、その排出係数の変動（近年は増加傾向）も二酸化炭素排出量が増加する一因になっています。

今後も各施設において、照明、空調などの適正な管理や公用車のエコドライブの推進、再生可能エネルギーの導入などに取り組む、目標達成に向け計画の推進に努めていきます。

表 3. 計画期間における二酸化炭素平均排出量

発生源	計画期間における平均排出量 (Kg-CO ₂)
電 気	2,310,870
L P G	63,620
灯 油	76,717
A 重油	501,350
ガソリン	73,983
軽 油	9,445
合 計	3,035,985

使用量 計	4,444,716	4,464,137	4,597,286	4,632,825	5,309,301	4,586,943
対前年比 (kwh)	-	19,421	133,149	35,539	676,476	▲ 722,358
平成 25 年度比 (%)	-	0.4	3.4	4.2	19.5	3.2
排出係数 (kg-CO2/kwh)	0.503	0.598	0.528	0.518	0.483	0.319
平成 25 年度比 (%)	-	19	5	3	▲4	▲19
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	2,235,692	2,699,554	2,427,367	2,399,803	2,564,392	1,463,235
平成 25 年度比 (%)	-	20.7	8.6	7.3	14.7	▲34.6

② L P ガス

L P ガス使用量が多い施設は、東小学校、西小学校、総合交流ターミナル施設（めいりんの湯）、わかば保育園及び中学校給食共同調理場の5施設であり、全体の約9割を占めています。L P ガスのほとんどは調理目的に使用され、その他給湯に用いられています。

令和元年度のL P ガス使用量及び二酸化炭素排出量は、平成25年度と比較し▲46.6%と大幅な削減となっています。

表3. 公共施設におけるL P G使用量及び二酸化炭素排出量の推移（年間値）（単位：m³）

番号	施設名	平成25年度 （基準年度）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	役場庁舎	9.8	12.3	8.2	15.0	10.3	8.1
2	中央公民館	9.0	5.2	5.8	13.0	4.9	4.40
3	庁舎第二別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	町体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	スポーツセンター	20.1	20.0	15.8	18.0	9.9	8.3
6	屋内多目的広場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	図書館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	東小学校	3,163.9	2,870.2	3,091.6	3,334.0	2,386.5	2,928.4
10	西小学校	3,044.9	2,839.6	2,508.7	2,628.0	1,895.6	2,293.5
11	東中学校	11.1	14.6	14.7	11.0	10.2	7.8
12	西中学校	0.0	6.1	2.2	2.0	2.3	0.0
13	わかば保育園	863.4	878.6	797.9	763.0	738.7	629.5
14	老人福祉館	3.4	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	老人福祉館・別館	26.0	48.9	26.2	20.0	21.5	0.0
16	総合交流ターミナル施設	7,626.1	4,072.0	2,079.0	4,617.0	4,031.1	1,627.4
17	竹鳩浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	老瀬浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	浄化センター	4.5	0.0	0.1	0.0	0.1	37.6
20	中学校給食共同調理場	758.8	714.7	676.2	661.0	672.6	686.0

21	健康づくりセンター	37.8	36.5	42.4	31.0	40.0	34.1
22	持田地区高齢者福祉センター		0.0	3.3	0.0	1.0	39.9
23	高齢者等多世代交流拠点施設		0.0	0.4	23.0	42.6	10.9
24	歴史総合資料館		0.0	2.7	2.0	0.9	1.0
25	蚊口地区学習等供用施設		0.0	2.1	2.0	1.9	0.9
使用量 計		15,578.8	11,520.8	9,277.7	12,140.0	9,852.1	8,317.8
対前年比 (m³)			▲4,058	▲2,243	2,862	▲2,288	▲1,534
排出係数 (kg-CO2/m³)		6.224					
平成25年度比 (%)			▲26.0	▲40.4	▲22.1	▲36.8	▲46.6
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)		96,962	71,705	57,744	75,559	61,319	51,770
平成25年度比 (%)			▲26.0	▲40.4	▲22.1	▲36.8	▲46.6

③灯 油

灯油使用量が多い施設は、中学校給食共同調理場及び図書館の2施設であり、全体の約9割を占めています。中学校給食共同調理場では調理に、図書館では館内暖房の燃料として使用され、その他数値的にはわずかではありますが、暖房用ストーブの燃料として用いられています。

令和元年度の灯油使用量及び二酸化炭素排出量は、平成25年度と比較し6.9%増となっています。

表3. 公共施設における灯油使用量及び二酸化炭素排出量の推移（年間値）（単位：ℓ）

番号	施設名	平成25年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	役場庁舎	364.0	479.0	0.0	979.0	0.0	0.0
2	中央公民館	0.0	1410.0	238.0	167.0	140.0	120.0
3	庁舎第二別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	町体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	スポーツセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	屋内多目的広場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	図書館	1,977.0	900.0	1,105.0	0.0	1,848.0	1,630.0
8	美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	東小学校	414.0	342.0	472.0	516.0	390.0	346.0
10	西小学校	330.0	232.0	208.0	421.0	286.0	270.0
11	東中学校	260.0	280.0	518.0	540.0	340.0	0.0
12	西中学校	450.0	268.0	124.0	480.0	228.0	80.0
13	わかば保育園	0.0	0.0	18.0	0.0	0.0	0.0
14	老人福祉館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	老人福祉館・別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	総合交流ターミナル施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17	竹鳩浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	老瀬浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20	中学校給食共同調理場	23,763.0	25,020.0	24,430.0	34,247.0	29,150.0	27,007.0
21	健康づくりセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	持田地区高齢者福祉センター			0.0	0.0	0.0	0.0

23	高齢者等多世代 交流拠点施設			0.0	0.0	0.0	0.0
24	歴史総合資料館			0.0	0.0	0.0	0.0
25	蚊口地区学習等供用施設			36.0	38.0	18.0	0.0

合計	27,558.0	27,661.0	27,149.0	37,388.0	32,400.0	29,453.0
対前年比 (ℓ)		103	▲512	10,239	▲4,988	▲2,947
平成 25 年度比 (%)		0.4	▲1.5	35.7	17.6	6.9
排出係数 (kg-CO2/kwh)	2.490					
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	68,619.4	68,875.9	67,601.0	93,096.1	80,676.0	73,338.0
平成 25 年度 比 (%)	-	0.4	▲1.5	35.7	17.6	6.9

④ A重油

A重油の使用施設は、総合交流ターミナル施設（めいりんの湯）及び健康づくりセンターの2施設のみです。令和元年度のA重油使用量及び二酸化炭素排出量は、平成25年度と比較し21.0%の削減となっています。

表3. 公共施設におけるA重油使用量及び二酸化炭素排出量の推移（年間値）（単位：ℓ）

番号	施設名	平成25年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	役場庁舎	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	中央公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	庁舎第二別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	町体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	スポーツセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	屋内多目的広場	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	図書館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	東小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	西小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	東中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12	西中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	わかば保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	老人福祉館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	老人福祉館・別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	総合交流ターミナル施設	149,000.0	138,000.0	137,000.0	143,500.0	232,000.0	99,500.0
17	竹鳩浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	老瀬浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20	中学校給食共同調理場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	健康づくりセンター	38,000.0	35,000.0	28,000.0	42,000.0	36,000.0	34,000.0
22	持田地区高齢者等福祉センター						
23	高齢者等多世代交流拠点施設						
24	歴史総合資料館						

25	蚊口地区学习等供用施設						
合 計		169,000.0	173,000.0	165,000.0	185,500.0	268,000.0	133,500.0
対前年比 (ℓ)		-	▲4,000	▲8,000	20,500	82,500	▲134,500
平成 25 年度比 (%)		-	2.4	▲2.4	9.8	58.6	▲21.0
排出係数 (kg-CO2/ℓ)		2.710					
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)		457,990.0	468,830.0	447,150.0	502,705.0	726,280.0	361,785.0
平成 25 年度比 (%)			2.4	▲2.4	9.8	58.6	▲21.0

⑤ガソリン

ガソリン使用量が多い施設は、公用車を管理している役場庁舎が全体の9割を占めています。ガソリンの使用量は、平成25年度以降少しずつ増加傾向にあり、それに伴い二酸化炭素排出量もほぼ増加傾向にあります。

令和元年度のガソリン使用量及び二酸化炭素排出量は、平成25年度と比較し39.4%の増加となっています。

表3. 公共施設におけるガソリン使用量及び二酸化炭素排出量の推移（年間値）（単位：ℓ）

番号	施設名	平成25年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	役場庁舎	24,304.2	23,946.0	30,872.0	27,175.3	37,242.0	34,966.0
2	中央公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	庁舎第二別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	町体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	スポーツセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	屋内多目的広場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	図書館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	美術館	241.8	0.0	358.0	134.8	201.0	206.0
9	東小学校	127.0	198.0	200.0	160.0	120.0	48.0
10	西小学校	85.0	70.0	107.0	50.0	25.0	0.0
11	東中学校	60.0	40.0	75.0	50.0	68.0	112.0
12	西中学校	60.0	60.0	128.0	60.0	18.0	120.0
13	わかば保育園	0.0	0.0	165.0	0.0	254.0	96.0
14	老人福祉館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	老人福祉館・別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	総合交流ターミナル 施設	436.0	0.0	328.0	275.0	634.0	156.0
17	竹鳩浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	老瀬浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	浄化センター	0.0	0.0	0.0	427.0	0.0	0.0
20	中学校給食共同調理場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	健康づくりセンター	485.0	0.0	351.0	0.0	257.0	255.0
22	持田地区高齢者福祉センター						
23	高齢者等多世代交流拠点施設						

24	歴史総合資料館						
25	蚊口地区学習等供用施設						
合計		25,799.0	24,314.0	32,584.0	27,770.3	38,819.0	35,959.0
対前年比 (ℓ)		-	▲1,485	8,270	▲4,814	11,049	▲2,860
平成 25 年度比 (%)		-	▲5.8	26.3	7.6	50.5	39.4
排出係数 (kg-CO2/ℓ)		2.320					
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)		59,853.7	56,408.5	75,594.9	64,427.1	90,060.1	83,424.9
平成 25 年度比 (%)		-	▲5.8	26.3	7.6	50.5	39.4

(6) 軽油

軽油使用施設は、公用車を管理している役場庁舎、中学校給食共同調理場、老瀬浄水場の3施設となっています。軽油の使用量は、平成28年度以降減少の傾向が続いており、それに伴い二酸化炭素排出量も減少の傾向にあります。

平成元年度の軽油使用量及び二酸化炭素排出量は、平成25年度と比較して1.6%の削減となっています。

表3. 公共施設における軽油使用量及び二酸化炭素排出量の推移（年間値）

（単位：ℓ）

番号	施設名	平成25年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	役場庁舎	1,621.0	3,632.9	3,147.5	3,330.0	3,299.0	2,441.4
2	中央公民館	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0
3	庁舎第二別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	町体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	スポーツセンター	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	屋内多目的広場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	図書館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	東小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	西小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	東中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12	西中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	わかば保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	老人福祉館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	老人福祉館・別館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	総合交流ターミナル施設	582.0	0.0	0.0	533.0	582.0	0.0
17	竹鳩浄水場	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	老瀬浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	427.0
19	浄化センター	0.0	0.0	0.0	200.0	0.0	0.0
20	中学校給食共同調理場	1,021.0	0.0	1091.0	0.0	0.0	802.0
21	健康づくりセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	持田地区高齢者福祉センター		0.0				

23	高齢者等多世代交流拠点施設		0.0				
24	歴史総合資料館		0.0				
25	蚊口地区学習等供用施設		0.0				
合計		3,294.5	3,692.9	4,248.5	3,530.0	3,317.0	3,243.4
対前年比 (ℓ)			398	556	▲719	▲213	▲74
平成 25 年度比 (%)			12.1	29.0	7.1	0.7	▲1.6
排出係数 (kg-CO2/ℓ)		2.620					
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)		8,631.6	9,657.4	11,131.1	9,248.6	8,690.5	8,497.7
平成 25 年度比 (%)		-	12.1	29.0	7.1	0.7	▲1.6

第3章 目標達成に向けた具体的取り組み

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取り組みの方針を次のとおり定めます。

なお、健康づくりセンター、浄水場、浄化センター等住民サービスを主体としている機関については、住民サービスの質に影響を与えない範囲内で取り組むものとしします。

※ 総合交流ターミナル施設(めいりんの湯)は、民営化に伴い第4次実行計画の対象施設より除く。

1. 職員共通の取り組み

計画の実行にあたっては、職員一人ひとりの心がけが重要であるため、次に掲げる取組を全職員及び課(局)で励行します。

省エネルギーのための取り組み

- カーテンやブラインド、断熱フィルム等を利用して冷暖房効果を高めます。
- OA機器等の電気製品を使用しないときは、電源を切ります。
- パソコンやOA機器は、昼休みには業務に支障のない範囲で電源を切ります。
- パソコン・コピー機・プリンター等は、省エネモードに設定します。
- 晴天時の窓際、昼休み、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯します。
- 使用していない部屋の照明を消します。(使用時のみ点灯)
- 勤務時間外(昼休み、残業時)における執務室の照明は、必要な箇所以外消灯します。
- 退庁時には、すべてのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認します。
- 電気機器(電気ポット、コーヒーマーカー、テレビ、冷蔵庫、電気ストーブなど)の使用を自粛します。
- 給湯設備は、元栓の適正管理を行います。
- ノー残業デー(毎週金曜日)を徹底します。
- 相乗りなどによる公用車の効率的利用を図ります。
- 冷暖房は適正温度で利用します。
- アイドリングストップに努めます。
- 省エネ運転を心がけます。
- 通勤や日常生活における徒歩・自転車による移動に心がけます。

省資源のための取り組み

- 洗面所や流し、洗車時等における日常的な節水の励行に努めます。
- 施設管理者は、水漏れ等の点検を定期的実施します。
- 必要以上のコピーをしません。
- ミスコピーをしないように、コピー前に設定を確認します。(リセットボタンの利活用)
- 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- 縮小可能なものは縮小コピーを徹底します。
- 印刷物は、配布先を明らかにし、部数を必要最小限とします。
- 業務に支障のない範囲で、片面使用済み用紙の裏面利用を行います。
(メモ用紙、FAX受信用紙など)
- 使用済み封筒の再使用に努めます。
- 庁内の会議・研修会及び町主催の会議・講習会などでは、原則として封筒を配りません。
- ファイリングシステムを徹底します。(A4判化、資料の共有化)
- ファイルや書類ホルダーは、表題を変えて再利用します。
- 回答文書における形式的な鑑文書を廃止します。
- 事務用品や備品は、修理をして長く使います。
- 庁内LAN利用によるペーパーレス化を推進します。
(庁内の依頼・照会文書及び回答、慶弔通知など)

廃棄物削減のための取り組み

- 使い捨て商品の使用や購入を控えます。
- 用紙は両面を利用するとともに、リサイクルのための回収を徹底します。
- スチール缶・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどに入った飲料の購入はできるだけ控え、廃棄する場合は分別回収を徹底します。●コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底します。

2. 主に各施設管理者等が行う取り組み

各施設管理者等は、次に掲げる取り組みを推進します。

庁舎等の保守・管理に関する取組

- 庁舎等の空調温度を適正に管理します。（室内温度：冷房 28℃、暖房 20℃を目安とする。）
 - ボイラー等の機器の運転を適正に管理します。
 - 空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理を行います。
 - 空調機器のフィルターの定期的な清掃、吹き出し口の障害物撤去や室外機の日除けなどを実施して、冷暖房効果を高めます。
- フロン、代替フロンを使用している空調機器等については、フロン排出抑制法に基づき、管理者として適正に管理を行います。

庁舎等の設備機器の運用、導入、更新に関する取り組み

- 未使用部屋の冷暖房機器の電源を切ります。
- 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど、ライトダウンに努めます。また、施設のライトアップは必要最小限にとどめます。（ライトアップの時間は周囲の状況等を考慮して行います。）
- 電球等の照明器具・照明機器を更新するときは、省エネタイプのものにします。
- 公用車の更新の際には、環境にやさしい低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等）を優先して購入します。
- 上記の車種では目的が達成できない場合や該当車種がない場合でも、できるだけ低排出ガス・低燃費の車種を購入します。

3. 各部署の特性に基づく取り組み

職員、施設管理者等が取り組む項目と併せて、個別の施設・部署で取り組む項目を次のとおり設定します。

取り組み項目	担当部署
○ごみ 10%減量運動を推進し、チラシや説明会、出前講座等を通して、町民のごみ減量やリサイクルに関する理解・知識の向上を図り、ごみの減量と資源物の分別回収を徹底します。	町民生活課
●公共工事を実施する場合は次の事項に配慮します。 ・再生品を積極的に活用します。 ・省エネ工法を積極的に進めます。 ・標準設計の指導徹底、再生品の利用促進などにより、熱帯材型枠の使用を削減します。 ・建設副産物の再利用を促進します。	関係各課
○フロン、代替フロンを使用している空調機器等を廃棄する場合は、適正に回収・破壊処理を行います。	関係各課
○街路灯を水銀灯（300w）からナトリウム灯（180w）に切り替えます。	関係各課
●緑地等を保存します。	関係各課
●事業所から排出される廃棄物の発生抑制と有効利用に関する指導を徹底します。	町民生活課
●環境学習や出前講座を推進し、町民の地球温暖化防止に対する意識の啓発を図ります。	町民生活課地域政策課教育委員会
○公共施設への太陽光発電などの導入を促進します。	地域政策課関係各課

4. グリーン購入に関する取り組み

地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題に対応していくために、新たな資源の投入を可能な限り抑え、リサイクルして有効に活用していく循環型社会を構築する必要があり、そのため環境に配慮した物品等を優先的に購入する（グリーン購入）ことが求められています。

これらの促進のため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が定められ、グリーン購入法第10条では、「市町村は、環境物品の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。」と規定されています。

本町においては、グリーン購入法に基づく「高鍋町グリーン購入基本方針」を現段階で策定していないので、基本方針を策定するまでの間は、次の事項に基づいてグリーン購入を推進します。

グリーン購入に関する主な取り組み

- ①事務用品等の物品を購入する際は、原則としてエコマーク・グリーンマーク等の環境負荷の少ない製品を選択します。
- ②消耗品の単価契約は、環境配慮の視点を取り入れて品目を選定します。
- ③自動車は、良燃費車・低公害車を購入します。
- ④電気器具（家電、照明器具、OA機器等）は、省エネ等の環境配慮がなされた製品を購入します。
- ⑤印刷物の発注に当たっては、環境面を発注仕様に取り入れます。
- ⑥上記以外の消耗品等の物品・サービスの購入に当たっても環境に配慮されたものを選択します。
- ⑦物品の指定及び購入補助に当たっても環境配慮の視点を取り入れます。
- ⑧物品の修理・廃棄に当たっては、環境に配慮して処理される方法を選択します。

5. 事務局の取り組み

高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会事務局は、関係各課（局）等の取り組みの状況を確認しながら、温室効果ガス削減に向け、次の取り組みを推進していきます。

①職員の意識啓発

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、職員一人ひとりが意識を持って全庁的に取り組む必要があります。そのために、事務局は、職員を対象とした説明会の実施、関連するポスター等の掲示、エコな情報の発信など、さまざまな方法で職員等への意識の啓発を行います。

②実績のとりまとめ及び公表

各課等の所管施設等におけるエネルギー使用量やその他の取り組みの実績をとりまとめ、集計・分析し、高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会に報告します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、実行計画の進捗状況及び点検・評価結果を広報紙等により公表します。

6. Fun to Shareに関する取り組み

地球温暖化防止に資するため「Fun to Share」気候変動キャンペーンに登録し、全国の様々な知恵をShareしながら、率先して地球温暖化防止の様々な行動に取り組んでいきます。

Fun to Shareに関する取り組み

環境省では、低炭素社会の実現に向けて、3つの取組への参加を呼びかけています。

①COOL CHOICE

賢い選択をしよう。

日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」などを積極的に選択することを呼びかける、2030年まで継続する新しい国民運動。

②Fun to Share

全国の企業・団体・自治体の低炭素社会への実現へと導く技術や知恵、CO₂排出の少ない生活スタイルを共有し発信する気候変動キャンペーン。

③IPCC report communicator

IPCC report communicatorとは、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」により作成された「第5次評価報告書(AR5)」の内容を、広く一般の国民に伝えていく「伝え手」として活動する人々をいいます。

「AR5」は、最新の科学的知見に基づいた信頼性の高い気候変動(地球温暖化)に関する情報を提供しています。コミュニケーターはAR5を基に作られたプログラムを使用し、それぞれの専門分野に関連のある最新の気候変動の情報を判りやすく伝える活動を行っています。

コミュニケーターの活動は、広く一般国民に、積極的な気候変動対策への取組の機運を醸成し、個人の行動変容につなげることを目的としています。

本町においても、地球温暖化防止に資するため「Fun to Share」気候変動キャンペーンに登録し、全国の様々な知恵をShareしながら、率先して地球温暖化防止の様々な行動に取り組んでいきます。

●低炭素社会の実現に向け、環境省が2014年にスタートさせたFun to Shareに賛同登録し、更なるCOOL BIZやWARM BIZの取り組みを推進・定着させるため、職員一人ひとりが、職場や家庭で意識的に省エネルギーに取り組めます。

※○で示した項目

温室効果ガス排出量削減に直接効果があるもの

町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを直接減少させる取り組み。

※●で示した項目

温室効果ガス排出量削減に間接的に効果があるもの

町が排出する温室効果ガスを減少させることにはならないが、社会全体として排出量が減少する取り組み。

第4章 計画の推進

1. 実施のための推進体制

(1) 高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会

本計画の推進においては、「高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会」（以下「委員会」という。）が、計画の策定・推進における重要事項について審議を行うほか、計画推進上、町長の下に統括的な役割を果たすものとします。

また、委員会の下に、「高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会幹事会」（以下「幹事会」という。）を置いて、推進に関する事項についての調査及び検討を行います。

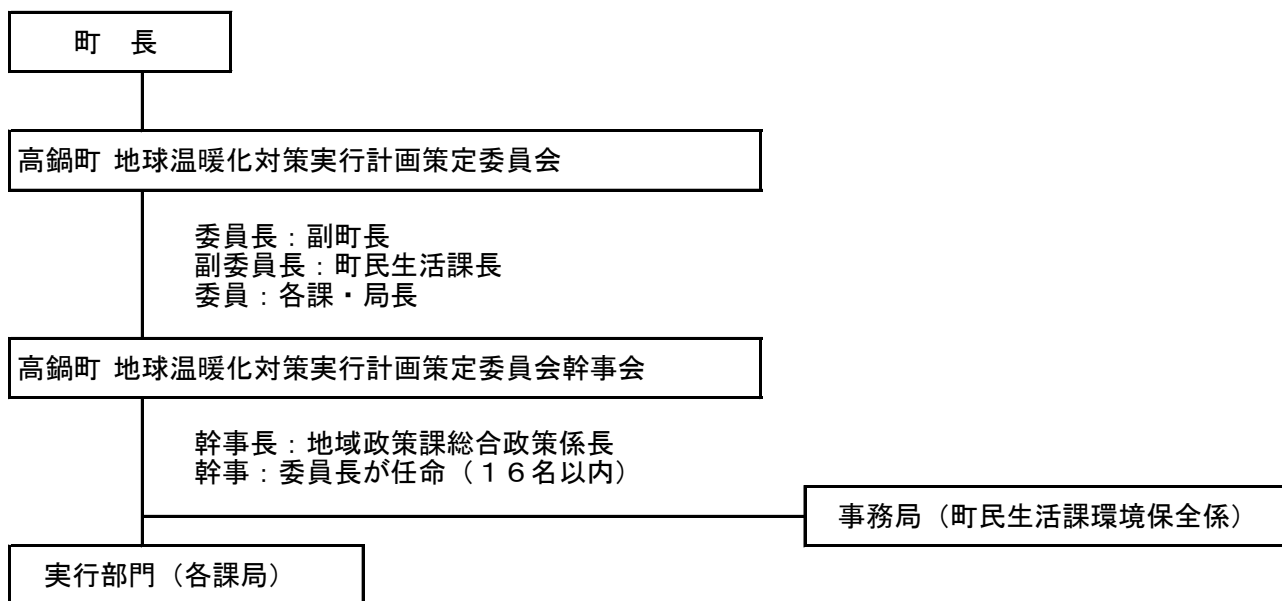
委員会及び幹事会の庶務は、それぞれ事務局（町民生活課環境保全係）において処理します。

(2) 計画の具体的な実行部門

計画の具体的な実行は、委員会委員を推進責任者、幹事を推進員とした体制を基本として行うものとします。また、そのために必要となる事務については、各課で指名された推進補助員が処理します。

本計画事務局のほかに、庁舎・出先機関等複数の課・局が事務所を置く施設の管理担当課及び契約事務を担当する総務課は、本計画の推進上必要な連絡調整や指導等を事務局と協力して行います。

【推進組織図】



推進責任者：高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会委員

推進員：高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会幹事

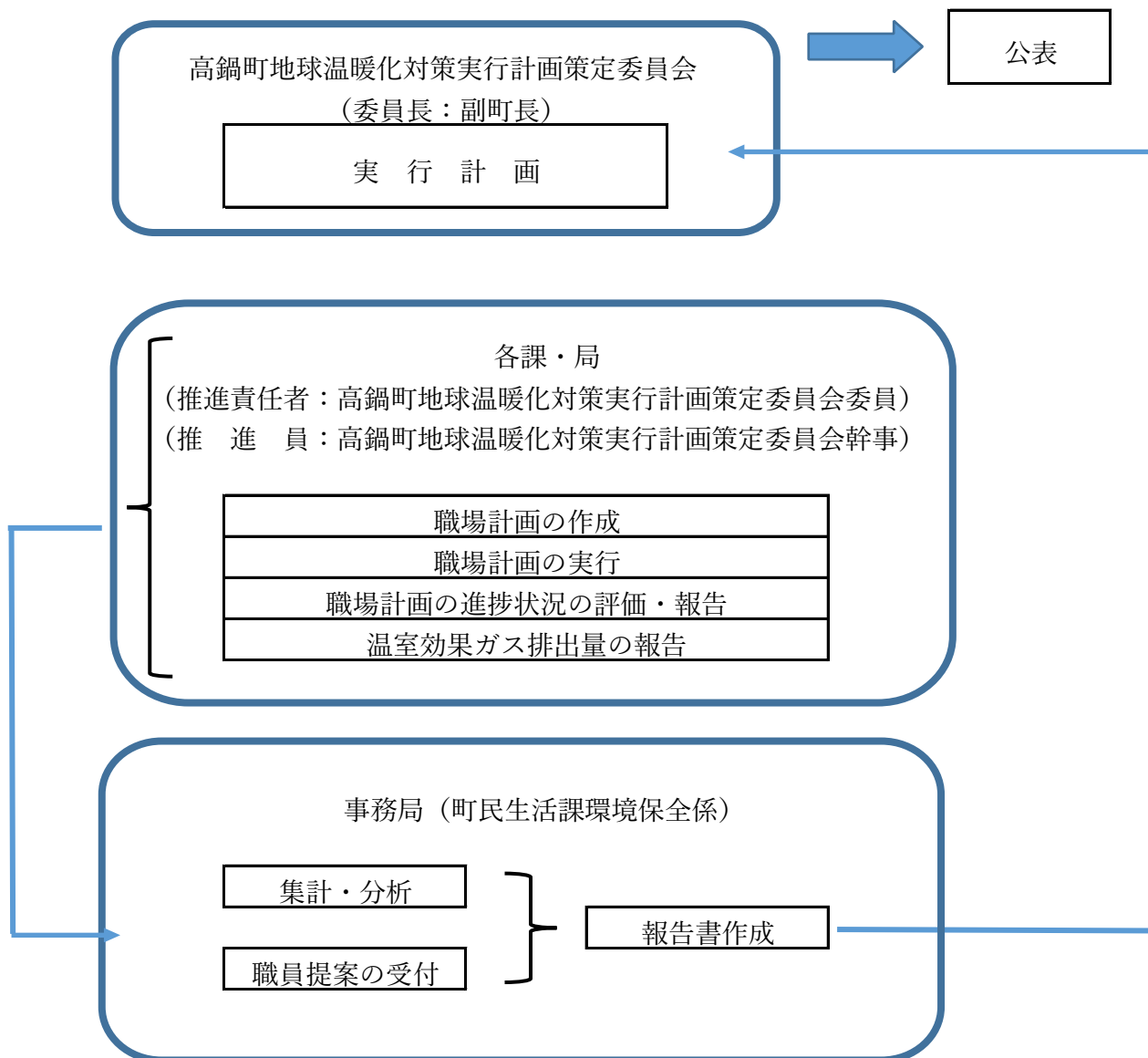
推進補助員：各課・局長が指名した職員

第5章 実行計画の点検・評価

1. 点検・評価体制

点検・評価は、次図のとおり各職場、各部門、全庁的な計画の推進といった段階に応じて、それぞれ地球温暖化対策推進責任者、推進員が点検・評価を行う体制により行います。

【点検・評価体制図】



2. 実行計画の進捗状況の調査・集計システム

毎年度、取り組み状況や温室効果ガスの総排出量を全庁的に調査し、点検・評価を行います。

3. 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況の点検・評価結果を広報紙等により公表します。

高鍋町地球温暖化対策実行計画

チェックシート

制定	平成18年3月15日
改正	平成21年1月8日
改正	平成26年12月25日
改正	平成30年3月8日

高鍋町町民生活課

チェック月報（令和 年度）

所属名（ ）

推進員名（ ）

チェック項目 / 月	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3	年平均
①勤務時間外の消灯							
②パソコンの電源オフ							
③退庁時の電源オフ							
④ノー残業デーの徹底							
⑤両面印刷、両面コピーの徹底							
⑥片面使用済用紙の活用							
⑦配布資料、印刷物の削減							
⑧ファイリングシステムの徹底							
⑨ごみ分別の徹底							
合計							

各チェック項目の説明

- ①執務室における昼休み（12:00～13:00）の消灯、残業時の不要箇所の消灯を行っているか。
- ②昼休みや長時間使用しないとき（20分目途）は、パソコンの電源を切っているか。
- ③退庁時において、個人や共用のパソコン、ファックスやプリンターなどのOA機器、電灯等、身の回りの電源オフを確認しているか。
- ④ノー残業デー（毎週金曜日）を徹底しているか。
- ⑤パソコンからの両面印刷（可能な場合）、資料等の両面コピーを徹底しているか。
- ⑥片面使用済用紙の裏面をメモ紙・ファックス受信用紙等に活用するなど、可能な限り活用しているか。
- ⑦会議資料や印刷物などは、部数やページ数を必要最小限に抑えているか。
- ⑧ファイリングシステムを徹底し、文書の共有化を徹底しているか。
- ⑨ごみの分別を徹底しているか。

評価の目安

100%実行できた	5点
80%実行できた	4点
60%実行できた	3点
40%実行できた	2点
20%実行できた	1点
実行できなかった	0点

推進員は、上記10項目が徹底されるよう所属職員を指導するとともに、2ヶ月に1回所属全体の取り組み状況を評価します。

※ 欄 のみ数字を記入してください。

※所属で管理している施設ごとに記載してください。

各様式取り扱い要領

1 記入要領

様式1 チェック月報

- ・推進員は、職場での職員（臨時・パート職員も含む）の取組状況について、5段階評価により、2ヶ月毎にチェックしてください。

※チェック月 6、8、10、12、2、4月初旬

様式2 温室効果ガス排出量調査表

- ・全所属について、毎月報告してください。
- ・対象施設に係る電気、LPガス等の使用量については、管理している所属（予算整理担当課）が取りまとめてください。
- ・公用車の燃料使用量については、集中管理分を一括して総務課が、各課管理分は管理している所属（予算整理担当課）が取りまとめてください。
- ・電気使用量は、買電した量です。

様式3 所属で管理している公用車の燃料使用量に関する調査表

- ・公用車の燃料使用量については、集中管理分を一括して総務課が、各課管理分は管理している所属（予算整理担当課）が取りまとめてください。

2 報告方法等

様式名	項目	報告方法等 ※詳しくは記入要領等を参照
様式1	チェック月報	・2ヶ月毎に提出（メール送信） ・出先機関 ⇒ 本課 ⇒ 町民生活課
様式2	温室効果ガス排出量調査表	・毎月提出（メール送信）
様式3	所属で管理している公用車の燃料使用量に関する調査表	・出先機関 ⇒ 本課 ⇒ 町民生活課

※出先機関（町立保育園、図書館等）から町民生活課に直接提出してもかまいません。

(資料2)

高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高鍋町における地球温暖化対策実行計画の策定に関し必要な事項を調査、検討及び協議するため、高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の促進及び普及啓発に関すること。
- (3) その他地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長には副町長を、副委員長には町民生活課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代行する。
- 5 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、所掌事務の遂行に当たって必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会の事務を補助させるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、町民生活課環境保全係長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、委員長が職員の中から16名以内を任命する。
- 6 幹事長は、会務を総理し、その議長となる。
- 7 幹事の任期は、委員に準ずる。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じ委員長の命を受け幹事長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町民生活課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成17年11月14日から施行する。

2 この訓令の公表後最初の委員の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年12月25日訓令第44号）この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月8日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日訓令第41号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日権令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会委員

No.	役職	所属及び職名
1	委員長	副町長
2	副委員長	町民生活課長
3	委員	総務課長
4	〃	税課長
5	〃	財政経営課長
6	〃	税務課長
7	〃	健康保険課長
8	〃	福祉課長
9	〃	農業政策課長
10	〃	建設管理課長
11	〃	会計課長
12	〃	上下水道課長
13	〃	議会事務局長
14	〃	農業委員会事務局長
15	〃	教育総務課長

16	//	社会教育課長
----	----	--------

(資料3) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (抜粋)

地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成十年十月九日)

(法律第百十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

二酸化炭素ニ メタン

一酸化二窒素

六フッ化硫黄七 三ふっ化窒素

この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条

7に規定する割当量ニ 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

京都議定書第十二条3 (b) に規定する認証された排出削減量

前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活

動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

計画期間

地方公共団体実行計画の目標三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

環境にやさしい商品マーク

エコマーク

(財)日本環境協会が認定する「環境への負荷が少ない商品」「環境の保全に役立つ商品」に付けられるマーク。

マークの下には、「みどりをまもる」「プラスチックの再利用」などと示してあり、その製品がどのような点で環境にやさしいか分かるようになっている。

グリーンマーク

古紙使用製品の利用拡大や自然環境保護の意識向上等をめざし、(財)古紙再生促進センターが実施しているもので、古紙を利用したコピー用紙、ノートなどの紙製品に付けられるマーク。



再生紙使用マーク (愛称アールマーク)

再生紙の利用を促進するため、ごみ減量化国民会議が推奨している古紙配合率や白色度が記されたマーク。各事業者が発注する印刷物にこのマークを用いることができる。(申請不要)



国際エネルギースターマーク

パソコンなどのOA機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品に付けられるマーク。効果的なエネルギー使用を可能とする製品の開発・普及促進を目的に、日米政府合意のもと協力して実施している国際的な制度です。



高鍋町地球温暖化対策実行計画

発行元：高鍋町町民生活課環境保全係

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

TEL 0983-26-2017

FAX 0983-23-6303

E-mail chouminseikatsu@town.takanabe.lg.jp

